

第60回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と株主様の感染リスク防止のため、本年は、書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

日 時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場 所

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1106番
当社S Eセンター 新館3階 大会議室
**（会場が前回と異なっておりますので、末尾の
会場ご案内図をご参照ください。）**

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26
株主総会参考書類	32

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 6958
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
日本シイエムケイ株式会社
代表取締役社長 大 澤 功

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1106番

当社S E センター 新館3階 大会議室

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cmk-corp.com>）に掲載いたしております。
①連結株主資本等変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表
従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cmk-corp.com>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について

- ・本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と株主様の感染リスクを防ぐために、後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権行使書のご返送やインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場される株主様におかれましては、株主総会当日のご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご入場の際には、消毒液での手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会に出席する当社役員および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項については簡略化させていただきます。
- ・株主総会会場におきましては、検温にご協力いただき、発熱のある株主様には入場をお断りするなど、状況に応じ、感染予防の措置を講じる場合がございますのでご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化により、上記内容を更新させていただく場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cmk-corp.com>）に掲載させていただきます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時10分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時10分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

(切取線)

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

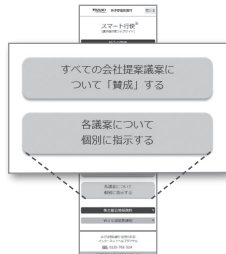
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

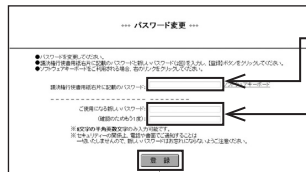
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

〔添付書類〕

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用環境の改善などを背景として個人消費の緩やかな回復がみられたものの、輸出が低迷するなど、景気の減速傾向が見受けられました。世界経済においては、米国経済および中国経済は米中貿易摩擦の影響などにより景気の減速がみられ、中東における地政学的リスクの高まりなどもあり、不透明感が増しました。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大にともない、各国の経済活動が停滞し、世界経済の減速懸念が強まる状況となりました。

このような環境のもと、当社グループ主力の車載分野においては、自動車の電装化は進展しているものの、世界的な自動車販売台数は減少し厳しい状況となりました。

当社グループは、車載向けの販売の減少に加え、通信関連機器やアミューズメント等の販売が減少し、連結売上高は826億19百万円（前期比8.4%の減収）となりました。

利益面につきましては、売上高の減少および国内生産工場の稼働率低下の影響などにより、営業利益は16億1百万円（前期比57.5%の減益）となりました。また、経常利益は営業利益の減少などにより7億92百万円（前期比79.0%の減益）、繰延税金資産の取り崩しにともなう法人税等調整額を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は11億28百万円（前期実績20億15百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

品目別の売上状況につきましては、以下のとおりであります。

期 別 品 目	当 期 (2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで)		前 期 (2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで)		増 減	
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	増 減 率 (%)
ビルドアップ配線板	21,375	25.9	26,246	29.1	△4,870	△18.6
多層プリント配線板	42,401	51.3	41,784	46.3	617	1.5
両面プリント配線板	13,094	15.8	14,861	16.5	△1,766	△11.9
そ の 他	5,747	7.0	7,339	8.1	△1,591	△21.7
合 計	82,619	100.0	90,230	100.0	△7,611	△8.4

<ビルドアップ配線板>

主として、自動車関連製品や通信機器、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機に用いられているビルドアップ配線板は、通信機器および家庭用ゲーム機向けの販売が大幅に減少し、売上は前期比48億70百万円の減少（減少率18.6%）となりました。

<多層プリント配線板>

主として、自動車関連製品に用いられている多層プリント配線板は、自動車向け製品の販売が堅調に推移したことにより、売上は前期比6億17百万円の増加（増加率1.5%）となりました。

<両面プリント配線板>

主として、自動車関連製品に用いられている両面プリント配線板は、自動車向け製品の販売が減少し、売上は前期比17億66百万円の減少（減少率11.9%）となりました。

<その他>

上記各品目に付帯する回路設計、試作品、金型、各種治具類等を中心としたその他売上は、前期比15億91百万円の減少（減少率21.7%）となりました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

- ① 設備投資の状況につきましては、当連結会計年度中の固定資産投資総額は、82億61百万円で、その主なものは国内外での生産能力拡大、生産効率化および品質向上を目的としたプリント配線板生産関連設備であります。
- ② 上記設備投資資金につきましては、自己資金および借入金により充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、各国の経済活動が大幅に制限され、今後の日本経済および世界経済の先行きは極めて不透明であります。当社グループ主力の車載市場においても自動車の生産・販売が急激に落ち込むなど、かつて経験をしたことがない厳しい経営環境となっております。

一方、車載向けプリント配線板市場においては、「コネクティッド化」「自動運転化」「電動化」等「CASE」の新しい潮流による構造的な変化を背景に、電装化進展による需要は拡大すると見込まれます。

このような状況のもと、当社グループでは中長期ビジョンを『やりがいと顧客満足度を上げるための事業体制に変身する』とし、当社が強みとする、特に高い品質と信頼性が要求されるエンジンやブレーキ、予防安全装置等が含まれる自動車のパワートレイン・走行安全系の分野に注力し、「世界最高レベルで安心感のある製品」を世の中に供給することにより、ステークホルダーからの期待に応えるとともに、社員の幸せ・成長の実現に向けて取り組んでまいります。

中期経営計画に掲げた「構造改革」と「企業品質向上」を重点的に推進し、新型コロナウイルスが沈静化し、世界的に経済活動が回復した後に、持続的な成長を実現するために、以下の経営方針を掲げ取り組んでまいります。

1. 公明正大なものづくり

2018年12月に公表いたしました未承認工程変更問題を二度と起こさず、コンプライアンスを経営の重要事項と位置づけたものづくりを実践いたします。

2. 活力ある職場づくり

2020年4月に人事制度改革を実施し、年齢、性別、国籍、宗教を問わず、全ての従業員が活躍可能な制度を整えました。環境の変化に柔軟に対応できるよう、組織、立場を問わずコミュニケーションの活性化を図り、活力ある職場づくりを実践いたします。

3. 品質向上

お客様の信頼を得て持続的な成長を実現するには、製品品質・業務品質の向上が重要と位置づけ、品質改善を推進いたします。

4. 稼働率向上

この厳しい経営環境を乗り越え、持続的に成長するためには、生産設備の稼働率向上による生産効率化を迅速に進める必要があり、設備の自動化、適正な生産計画の立案と実行、従業員の多能工化を推進いたします。

5. 環境保全と社会への貢献

地球環境保全を経営の重要事項と位置づけ、資源を無駄なく有効に使うとともに、安心、安全な製品をお客様および社会に提供することで、将来にわたり社会の役に立つ企業を目指します。

6. 内部統制システムの充実

持続的な成長の実現には、法令順守はもちろんのこと、業務の適正を確保するための内部統制システムの継続的な強化が必須であると考え、更なる充実を目指します。

以上の経営方針を実践し、厳しい経営環境下、さらなる企業価値の向上に向けて全力で取り組み、継続的な安定配当による株主様への利益還元を行ってまいりますので、株主のみなさまにおかれましては、何卒、ご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【未承認工程変更問題に関する報告】

2019年度は、2018年12月に公表いたしました未承認工程変更問題の再発防止およびその要因となった企業風土の改革を最重要課題として認識し、2019年3月29日発表の未承認工程変更の再発防止策を推進してまいりました。また、企業文化の変革を目指した3ヵ年スローガン「Restart」を2019年4月から掲げ、コンプライアンス重視、コミュニケーションの活性化等を重点テーマに、変革への取り組みを進めてまいりました。

2020年度も引き続き「企業風土改革」を最重要課題として、未承認工程変更の再発防止を含むコンプライアンス全般にまで活動範囲を広げることで、より一層の改革を推進してまいります。

弊社が目指すべきは、「お客様・株主・社会・従業員の各ステークホルダーから信頼される会社」の実現であり、その信頼に基づき、期待される会社となることを弊社の目標と設定しています。そのためにも、経営層自らが意識・行動を改め、社内外へメッセージを配信するとともに、すべての事業活動においてコミュニケーションを強化することで、風通しの良い会社づくりを進めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 57 期 (2016年 4 月 1 日から 2017年 3 月31日まで)	第 58 期 (2017年 4 月 1 日から 2018年 3 月31日まで)	第 59 期 (2018年 4 月 1 日から 2019年 3 月31日まで)	第 60 期 (当連結会計年度) (2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで)
売 上 高(百万円)	75,370	86,894	90,230	82,619
経 常 利 益(百万円)	2,628	3,917	3,770	792
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	2,153	3,638	2,015	△1,128
1 株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	36.38	61.46	34.05	△19.06
総 資 産(百万円)	93,748	94,674	105,189	96,044
純 資 産(百万円)	51,549	55,892	55,849	54,932

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益または当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第59期の期首から適用しており、第58期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
シイエムケイファイナンス株式会社	百万円 30	100.0	ファクタリング業務
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	百万円 233	99.9	プリント配線板の設計、製造
CMK A S I A (P T E .) L T D .	百万US\$ 63	100.0	プリント配線板販売
P . T . C M K S I N D O N E S I A	百万US\$ 20	99.0 (99.0)	－
新昇電子（香港）有限公司	百万HK\$ 150	100.0	プリント配線板販売
希門凱電子（無錫）有限公司	百万人民元 502	65.0	プリント配線板製造
旗利得電子（東莞）有限公司	百万人民元 293	100.0 (100.0)	プリント配線板製造
新昇電子貿易（深圳）有限公司	百万人民元 1	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
C M K E U R O P E N . V .	百万EUR 22	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
C M K C O R P O R A T I O N (T H A I L A N D) C O . , L T D .	百万THB 8,007	100.0	プリント配線板製造
CMK AMERICA CORPORATION	百万US\$ 0.1	100.0	プリント配線板販売

- (注) 1. 「当社の出資比率」欄の（ ）内書は、間接所有割合（内数）であります。
2. 連結子会社であるP.T. CMKS INDONESIAは、2020年3月31日現在清算手続き中であります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
4. 当社は連結子会社である、シイエムケイファイナンス株式会社を2020年4月1日をもって吸収合併しております。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、プリント配線板および電子デバイスならびにその関連製品の設計・製造・販売を主要な事業内容としております。

(7) 主要な営業所および工場等 (2020年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 新 宿 区	S E セ ン タ ー	埼 玉 県 三 芳 町
大 阪 営 業 所	大 阪 府 守 口 市	横 浜 営 業 所	横 浜 市 港 北 区
群 馬 営 業 所	群 馬 県 伊 勢 崎 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 刈 谷 市
広 島 営 業 所	広 島 市 東 区	福 岡 営 業 所	福 岡 市 博 多 区
浜 松 営 業 所	浜 松 市 中 区	仙 台 営 業 所	宮 城 県 白 石 市
Gステーション工場	群 馬 県 伊 勢 崎 市	新 潟 工 場	新 潟 県 聖 籠 町
蒲 原 工 場	新 潟 県 五 泉 市	秩 父 工 場	埼 玉 県 秩 父 市

(注) 仙台営業所は2020年4月1日をもって閉鎖しております。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
シイエムケイファイナンス株式会社	東京都新宿区
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	神奈川県相模原市
C M K A S I A (P T E .) L T D .	シンガポール共和国
新 昇 電 子 (香 港) 有 限 公 司	中華人民共和国香港特别行政区
希 門 凱 電 子 (無 錫) 有 限 公 司	中華人民共和国江蘇省無錫市
旗 利 得 電 子 (東 莞) 有 限 公 司	中華人民共和国広東省東莞市
新 昇 電 子 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司	中華人民共和国広東省深圳市
C M K E U R O P E N . V .	ベルギー王国
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国
CMK AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国

(注) 当社は連結子会社である、シイエムケイファイナンス株式会社を2020年4月1日をもって吸収合併しております。

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期比増減
4,851名	139名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,243名	39名増	44.72歳	15.28年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、受入出向者1名を含み、出向者175名は含まれておりません。

2. 上記のほか、嘱託76名、契約社員38名、パートタイマー5名が在籍しております。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

企業集団の主要な借入先

借入先	期末借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	7,268
株式会社三井住友銀行	6,297
株式会社きらぼし銀行	3,319

(注) 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 227,922,000株
- (2) 発行済株式の総数 59,196,136株（自己株式3,864,028株を除く）
- (3) 当期末株主数 7,104名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

株 主 名	持 株 数 （ 千 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
株 式 会 社 キ ョ ウ デ ン エ リ ア ネ ッ ト	4,638	7.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,953	6.6
中 山 高 広	2,975	5.0
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,576	4.3
一 般 財 団 法 人 電 子 回 路 基 板 技 術 振 興 財 団	2,500	4.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,275	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,040	3.4
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,895	3.2
中 山 明 治	1,891	3.1
橋 本 浩	1,890	3.1

- (注) 1. 当社は、自己株式3,864,028株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 澤 功	C E O（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー）
専 務 取 締 役	黒 沢 明	CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）、 内部統制推進室長、BCP推進室長、法務担当、CSR担当、 シイエムケイファイナンス株式会社 代表取締役社長
取 執 行 役 員	花 岡 仁 志	シイエムケイ・プロダクツ株式会社担当
取 執 行 役 員	白 井 孝 浩	技術担当
取 締 役	右 京 強	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
取 締 役	佐 藤 り か	佐藤&パートナーズ法律事務所 代表 デグセリアルズ株式会社 社外取締役 日本ループリゾール株式会社 監査役
取 締 役	原 口 文 雄	株式会社ファミリーコーポレーション 社外監査役
常 勤 監 査 役	小 笠 原 敬	
常 勤 監 査 役	小 池 正	
監 査 役	大 高 由 紀 夫	旭ダイヤモンド工業株式会社 社外監査役 Mizuho Saudi Arabia Company Chairman
監 査 役	柿 崎 昭 裕	

- (注) 1. 2019年6月26日開催の第59回定時株主総会において、白井孝浩氏が取締役に、小池 正氏および柿崎昭裕氏が監査役にあらたに選任され、就任いたしました。
2. 2019年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、高井建郎氏および柴田栄造氏が任期満了により取締役を退任いたしました。また、原口文雄氏は任期満了により監査役を退任し、同株主総会において、取締役にあたらに選任され、就任いたしました。
3. 取締役右京 強氏、佐藤りか氏および原口文雄氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。

4. 監査役大高由紀夫氏および柿崎昭裕氏は、社外監査役であり、柿崎昭裕氏は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 事業年度末日後の取締役の地位および担当または重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況	異動年月日
専務取締役	黒 沢 明	CCO、法務担当、内部統制担当、BCP担当、環境担当、CSR担当	2020年4月1日

6. 当社は、経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。2020年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員の地位および担当または重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
上 席 執 行 役 員	萩 原 正 芳	製造本部長、希門凱電子(無錫)有限公司 董事長
執 行 役 員	網 本 浩 一	品質保証担当
執 行 役 員	石 坂 嘉 章	CMO (チーフ・マーケティング・オフィサー)
執 行 役 員	河 島 正 紀	人事部長、総務担当、危機管理担当、安全担当
執 行 役 員	栗 山 昌 也	法務部長
執 行 役 員	小 林 誠 一	製造本部 副本部長 (蒲原・群馬・秩父担当)
執 行 役 員	佐 藤 弘 幸	営業本部 マネージングディレクター
執 行 役 員	高 橋 泰 彦	情報システム部長
執 行 役 員	藤 野 敏 和	CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD. Managing Director
執 行 役 員	山 口 喜 久	経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 (うち社外取締役)	9名 (3名)	111百万円 (17百万円)
監 (うち社外監査役)	5名 (3名)	22百万円 (6百万円)
合 計	14名	134百万円

(注) 上記支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名および社外監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	右 京 強	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、大学教授としての豊富な学術的知見と専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	佐 藤 り か	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	原 口 文 雄	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	大 高 由 紀 夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また監査役会12回のうち11回に出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	柿 崎 昭 裕	就任後に開催された取締役会10回のすべてに、また監査役会9回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新宿監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社の監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事項に該当すると認められる場合、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づく基本方針に関し、取締役会において次のとおり決議いたしております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社グループの役職員は、当社のコンプライアンスに対する基本姿勢を明示した「CMKグループ行動宣言」に則りその職務を遂行することで、法令・定款および社会規範を遵守し、コンプライアンス体制の強化に努める。
 - (イ) 取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営監視機能の充実を図る。
 - (ウ) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）については、社内規程に従い関係部署等において適切に保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業を取り巻くあらゆるリスクに対処するため、全社横断的なリスク管理体制を整備するとともに全社方針に基づきリスクマネジメントの強化を図る。

「内部統制委員会」において、リスクの把握・評価、およびコントロール、リスク管理計画の検証等、リスクの未然防止システムの整備・強化を図るとともに、リスク発生時には「危機管理委員会」において発生リスクへの迅速かつ適切な対応を行うことにより、全社リスクマネジメント強化に努める。

「内部統制委員会」と代表取締役の間の直接の指示・報告を定期的に行うことにより、内部統制システムの実効性を一層高める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入することにより、取締役による意思決定を効率的に行う。企業を取り巻く環境変化を捉え、状況に即した組織体制を整備するとともに、社内規程を整備し各役職者の権限および責任の明確化を図る。事業・統括部門ごとに改善活動を行い、効率性を阻害する要因の発見とその対策を継続的に実施し、全社的な業務の効率化を推進する。
- ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (ア) 子会社の自主運営を尊重しつつ、事業内容の定期報告をはじめ重要案件については事前協議を旨とするなど、子会社の経営管理および経営指導を行う。また損益に影響を及ぼす重大

案件については当社取締役会の承認を受けるものとする。必要に応じて当社役職員を子会社の取締役および監査役として派遣し、業務の適正の確保に努める。

- (イ) 当社グループのリスク管理規則類に則り、「内部統制委員会」が当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題および対応策を審議する。

当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には「危機管理委員会」を中心に当社グループの事業継続に支障がでないよう対処する。

- (ウ) 連結ベースでの中期経営計画を策定し当該計画を具現化するため、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標を定め実績を管理し、当社グループ各社と共有する。

- (エ) 「経営理念」に基づく「CMKグループ行動宣言」を当社グループの役職員に周知徹底するため、研修や啓発活動等の継続的な取り組みによりコンプライアンス意識の維持・向上を図る。また、これらを各現場へ浸透させるため、グループ内にコンプライアンス担当者を置く。

内部監査部門は子会社の状況を監査し、改善に向けた指導、助言を行う。

- (オ) 監査役および外部の弁護士事務所を相談窓口とする「内部通報制度」を海外を含めたグループ全社に展開し、コンプライアンス違反の発見と再発防止を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役による監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。同使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

- ⑦ 前項にいう使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を確保するため、同使用人の考課・異動等人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得たうえで決定する。

- ⑧ 取締役、その他使用人等および子会社の取締役、使用人等が監査役等に報告をするための体制

- (ア) 監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席し、重要な経営情報、リスク情報について適時、報告を求める。重要な会議の議事録、稟議書等は常時監査役の閲覧を可能とする。

- (イ) 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

- (ウ) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- (エ) 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに所管部門へ報告する

他、「内部通報制度」等の仕組みを利用して直接監査役に通報する。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報制度」による報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として当該通報者に対して解雇その他の不利益な取り扱いを行うことを禁止し、これを当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を負担する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 代表取締役は、監査役と適宜情報交換や意見交換等を十分に行える機会を確保し、当社グループにとって相応しい内部統制システムの充実に努める。

(イ) 監査役の職務遂行にあたっては、監査役の判断により、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携を図る機会を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 内部統制体制および管理機構の再編

さらなる内部統制体制強化の必要性から、当期において内部統制担当役員を変更するとともに、内部統制システムの枠組みや全体設計を担う「内部統制委員会」ならびに傘下の分科会（「コンプライアンス推進分科会」、「財務報告分科会」）の再編と陣容について見直しをはかるなど、推進体制の整備を実施しました。また、特にコンプライアンス強化をはかるべくＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を選任し取り組みを進めました。

活動状況としては、「内部統制委員会」および「コンプライアンス推進分科会」は合同形式で５回開催、「財務報告分科会」は４回開催しました。

- ② 情報の保存および管理に関する取り組み状況

「情報セキュリティ管理規程」を改正、各種関連マニュアル類を規程に包含、統合するとともに機密情報類の整備のほか、データ類のセキュリティ強化のための環境整備を推進しました。

③ 損失の危険の管理に関する取り組み状況

危機管理体制整備の一環として、事業継続対応への仕組み構築のため、社長直下に専任組織として「BCP推進室」を設置、持続可能な発展と中長期的な企業価値創出に資するべく、仕組み化を推進しています。

活動状況としては、事業分析、業務分析、経営資源分析、リスク分析、初動対応計画等について取り組みを行っています。

④ 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名が出席しております。

当事業年度は13回開催し、取締役会規程に基づき厳正に各議案に対する審議が行われ、適宜社外取締役を含めた活発な意見交換がなされるなど、取締役の業務執行の状況の監督や意思決定機能等の実効性は確保されています。

⑤ 監査役への情報提供の充実

代表取締役をはじめ担当別業務執行取締役と監査役との定期的な意見交換を行うなど、取り組むべき課題について情報共有が図られています。

⑥ その他未承認工程変更事案への対応

当社グループにおける未承認工程変更事案を受け、再発防止のための具体的な取り組みはもとより、そのベースとなる企業文化そのものの変革を加速・促進していくべく、コンプライアンス重視の定着化、風通しの良い組織・職場環境づくりのためのコミュニケーション活動等の取り組みを行っております。なお、再発防止策については、客観的な視点での検証体制の必要から、外部の品質コンサルタントを委員に加えた「品質委員会」および社外取締役、外部弁護士等で構成される「モニタリング委員会」を2019年4月に設置し、当社の未承認工程変更の再発防止への取り組みについて外部の視点からの監視活動を行っています。当期は「品質委員会」および「モニタリング委員会」を12回開催しました。引き続き、同委員会による、再発防止に向けた監視体制の強化を行い、改革を推進いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	48,665	流 動 負 債	21,091
現金及び預金	16,694	支払手形及び買掛金	9,761
受取手形及び売掛金	20,389	短期借入金	4,455
商品及び製品	4,529	1年内償還予定の社債	1,352
仕掛品	3,592	未払金	3,741
原材料及び貯蔵品	2,434	リース債務	230
その他	1,080	未払法人税等	246
貸倒引当金	△56	賞与引当金	510
固 定 資 産	47,349	事業構造再編費用引当金	126
有 形 固 定 資 産	41,052	その他の他	666
建物及び構築物	12,279	固 定 負 債	20,020
機械装置及び運搬具	16,683	社 債	5,023
工具、器具及び備品	1,217	長期借入金	13,206
土地	8,253	リース債務	183
建設仮勘定	2,618	繰延税金負債	1,030
無 形 固 定 資 産	337	退職給付に係る負債	93
のれん	116	資産除去債務	449
その他	220	その他の他	33
投資その他の資産	5,959	負 債 合 計	41,111
投資有価証券	2,318	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	1,119	株 主 資 本	48,471
繰延税金資産	67	資 本 金	22,306
その他	2,482	資 本 剰 余 金	16,628
貸倒引当金	△28	利 益 剰 余 金	12,671
繰 延 資 産	29	自 己 株 式	△3,135
社 債 発 行 費	29	その他の包括利益累計額	2,979
資 産 合 計	96,044	その他有価証券評価差額金	446
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,262
		退職給付に係る調整累計額	270
		非 支 配 株 主 持 分	3,480
		純 資 産 合 計	54,932
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	96,044

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		82,619
売上原価		71,678
売上総利益		10,941
販売費及び一般管理費		9,340
営業利益		1,601
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	88	
受取賃貸料	77	
その他	283	476
営業外費用		
支払利息	259	
為替差損	278	
業停止関連費用	387	
その他	359	1,285
経常利益		792
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	17	17
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	192	
損害賠償金	39	232
税金等調整前当期純利益		577
法人税、住民税及び事業税	565	
過年度法人税等	50	
法人税等調整額	788	1,404
当期純損失(△)		△826
非支配株主に帰属する当期純利益		301
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,128

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,798	流 動 負 債	13,811
現金及び預金	4,084	支払手形	98
受取手形	1,918	買掛金	5,059
売掛金	12,448	短期借入金	1,632
商品及び製品	2,022	一年以内返済予定長期借入金	2,702
仕掛品	1,504	一年以内償還予定社債	1,352
原材料及び貯蔵品	1,134	未払金	2,072
前払費用	135	未払法人税等	132
未収入金	491	未払消費税等	165
その他金	59	未払費用	101
貸倒引当金	△1	預り金	60
固 定 資 産	46,673	賞与引当金	428
有形固定資産	14,817	設備支払手形	2
建物	4,894	その他	0
構築物	381	固 定 負 債	18,701
機械及び装置	1,583	社 長 期 借 入 金	5,023
車両及び運搬具	1	繰延税金負債	13,085
工具器具及び備品	166	繰延税金負債	286
土地	7,298	繰延税金負債	271
建設仮勘定	492	繰延税金負債	33
無 形 固 定 資 産	98	負 債 合 計	32,512
特許権	0	純 資 産 の 部	
借地権	8	株 主 資 本	37,534
施設利用権	0	資 本 金	22,306
ソフトウェア	1	資 本 剰 余 金	16,628
ソフトウェア仮勘定	87	資 本 準 備 金	13,495
投資その他の資産	31,757	その他資本剰余金	3,132
投資有価証券	2,299	利 益 剰 余 金	1,734
関係会社株式	14,964	その他利益剰余金	1,734
関係会社出資金	3,914	繰越利益剰余金	1,734
関係会社長期貸付金	7,644	自 己 株 式	△3,135
破産更生債権等	5	評 価 ・ 換 算 差 額 等	454
保険積立金	2,246	その他有価証券評価差額金	454
長期前払費用	559	繰延ヘッジ損益	0
その他金	153	純 資 産 合 計	37,988
貸倒引当金	△29	負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,500
繰延資産	29		
社債発行費	29		
資 産 合 計	70,500		

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		45,738
売上原価		41,995
売上総利益		3,743
販売費及び一般管理費		4,857
営業外損失 (△)		△1,113
営業外収益		
受取利息	188	
受取配当金	382	
貸料	92	
技術指導料	636	
その他	160	1,462
営業外費用		
支払利息	230	
社債利息	30	
減価償却費	4	
為替差損	323	
租税課金	35	
支払手数料	129	
営業停止関連費用	387	
その他	73	1,213
経常損失 (△)		△864
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	17	17
特別損失		
固定資産除却損	23	
損害賠償金	11	34
税引前当期純損失 (△)		△881
法人税、住民税及び事業税	131	
法人税等調整額	559	690
当期純損失 (△)		△1,572

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日本シイエムケイ株式会社

取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 末 益 弘 幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本シイエムケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日本シイエムケイ株式会社
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 壬 生 米 秋 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 末 益 弘 幸 ㊞
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針及び監査計画等を定め、企業集団としての内部統制システムの整備・運用、コンプライアンス・リスクマネジメント強化等を重点監査項目として設定し、毎月定期的に監査役会を開催して監査の実施状況及び結果について監査役間で情報の共有化を図り、種々の事案について討議しました。
- (2) 各監査役は、監査役会が協議して定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧・検討するとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社を管理統括する取締役、監査役ならびに掌管部門から事業の報告を受けるとともに、主な海外連結子会社の往査を実施し、その業務及び財産の状況を確認しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査の計画及び職務の遂行状況とその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の監査に同行し、その職務の執行状況について監視及び検証いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 事業報告に記載されているとおり、2018年12月に開示した未承認工程変更に関する事案について、当社では外部有識者による検証・助言・指導のもとに具体的な再発防止策を策定し、是正に取り組んでいるところです。監査役会では再発防止策が着実に実行され、コンプライアンス意識及び企業倫理の一層の強化・徹底が成されるように今後も進捗を注視してまいります。その他には、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実の子会社に関する職務を含め認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。なお内部統制システムの運用においては、改善の余地が認められることから、監査役会としては、環境の変化に則した内部統制システムの改善状況を監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

日本シイエムケイ株式会社 監査役会

常勤監査役 小笠原 敬 ㊟

常勤監査役 小池 正 ㊟

社外監査役 大 高 由紀夫 ㊟

社外監査役 柿 崎 昭 裕 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を重要政策の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、業績や財務状況等を勘案した上で、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、前期末に比べ5円減配し、以下のとおり1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額355,176,816円

(3) 剰余金の配当が効力を発生する日

2020年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

現取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1 再 任	おお ざわ いさお 大 澤 功 (1958年4月29日生)	1989年 9 月 シイエムケイ蒲原電子株式会社入社 1992年 8 月 株式会社桑原電器製作所（現 新潟クオリティサ プライ株式会社）入社 2014年10月 当社入社、国内事業本部蒲原事業部副事業部長 2014年12月 当社国内事業本部品質保証部長 2015年 2 月 当社執行役員、国内製造統括本部長 2016年 4 月 当社製造担当 2016年 6 月 当社取締役執行役員 2018年 4 月 当社代表取締役社長（現任）、執行役員会議長 2020年 1 月 当社ＣＥＯ（現任）	588株
取締役候補者とした理由 大澤 功氏は、主に製造部門の業務に携わり、2016年から取締役執行役員として、グループの製造部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。2018年4月からは代表取締役社長として経営の舵取りを担い、さらなる収益力の強化にリーダーシップを発揮しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
2 再 任	くろ さわ あきら 黒 沢 明 (1962年3月15日生)	1984年 4 月 キヤノン電子株式会社入社 2008年 3 月 同社取締役 2013年 3 月 当社入社 2013年 4 月 当社経理部長、財務部長 2013年10月 当社執行役員 2014年 6 月 当社取締役執行役員 2015年 4 月 当社取締役常務執行役員 2018年 4 月 当社管理本部長 2019年 4 月 当社内部統制担当、ＣＳＲ担当（現任） 2019年 6 月 当社専務取締役執行役員 2020年 1 月 当社専務取締役、ＣＣＯ（現任） 2020年 2 月 当社法務担当（現任） 2020年 4 月 当社ＢＣＰ担当、環境担当（現任）	2,748株
取締役候補者とした理由 黒沢 明氏は、主に経理財務に関する専門的な知見と豊富な実績を有しております。現在は専務取締役としてコンプライアンス、法務、内部統制、ＢＣＰ、環境、ＣＳＲを統括するなど幅広い役割を担い、グループの収益力向上に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	はな おか ひろ し 花岡仁志 (1956年10月12日生)	1989年 1 月 当社入社 1999年 4 月 当社関連企業部長 2001年 4 月 当社営業企画部長 2003年 4 月 当社営業統括本部売上管理部長、購買物流部長 2005年 4 月 当社監査室長 2007年 4 月 当社執行役員 2014年 6 月 当社取締役執行役員（現任） 2016年 4 月 当社品質担当、環境担当、C S R 担当、 内部統制担当 2019年 7 月 シイエムケイ・プロダクツ株式会社担当（現任）	3,240株
再任	取締役候補者とした理由 花岡仁志氏は、入社以来、経理財務、購買、環境、内部統制、危機管理、品質、監査部門等の幅広い分野での実務を通じて豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員として当社子会社のシイエムケイ・プロダクツ株式会社の収益力向上に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
4	しら い たか ひろ 白井孝浩 (1962年3月27日生)	1986年 8 月 当社入社 2000年 4 月 当社M A P 事業本部技術部長 2006年 4 月 当社技術開発統括部長 2007年 4 月 当社執行役員、生産技術統括部長 2011年 4 月 当社執行役員、品質保証統括部長 2017年 4 月 当社IoT推進部長 2018年12月 当社執行役員、技術担当 2019年 6 月 当社取締役執行役員 技術担当（現任）	4,300株
再任	取締役候補者とした理由 白井孝浩氏は、入社以来、主に技術分野に携わり、実務を通して豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員としてグループの技術力向上と新技術の開発に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
5 再 任	う きょう つよし 右 京 強 (1964年1月27日生)	1992年 4 月 横浜国立大学工学部生産工学科助手 1993年 8 月 同 講師 1996年 8 月 同 助教授 2001年 4 月 横浜国立大学大学院工学研究院システムの 創生部門システムのデザイン分野助教授 2007年 4 月 同 准教授 2012年 4 月 同 教授（現任） 2015年 6 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 横浜国立大学大学院工学研究院 教授	0株
	社外取締役候補者とした理由 右京 強氏につきましては、大学教授として培われた専門的な知識・経験等を活かし、取締役会で適宜発言いただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
6 再 任	さ どう り か 佐 藤 り か (1962年8月15日生)	1992年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） 1998年12月 ニューヨーク州弁護士登録 2000年 6 月 あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 2003年 1 月 同事務所 パートナー 2007年 6 月 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所入所 パートナー 2015年 5 月 デクセリアルズ株式会社 社外監査役 2016年 1 月 太田・佐藤法律事務所開設 パートナー 2016年 7 月 日本ルーブリゾール株式会社 監査役（現任） 2018年 6 月 当社社外取締役（現任） 2019年 6 月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役（現任） 2019年 7 月 佐藤&パートナーズ法律事務所開設 代表（現任） 2019年11月 司法試験審査委員および司法試験予備試験審査委員（民事訴訟法担当）（現任） （重要な兼職の状況） 佐藤&パートナーズ法律事務所 代表 デクセリアルズ株式会社 社外取締役 日本ルーブリゾール株式会社 監査役	0株
	社外取締役候補者とした理由 佐藤りか氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、取締役会で適宜発言をいただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	かいとうみつる 海藤 満 (1954年11月17日生)	1978年 4 月 碌々産業株式会社入社 2003年 6 月 同社取締役 2009年 6 月 同社常務取締役 2010年 6 月 同社取締役副社長 2011年 6 月 同社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 碌々産業株式会社 代表取締役社長	0株
新任	社外取締役候補者とした理由 海藤 満氏につきましては、事業会社での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の経営に有益な助言をいただくことで企業価値の向上に寄与していただけると判断したため、取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 右京 強氏、佐藤りか氏および海藤 満氏は、社外取締役候補者であります。右京 強氏および佐藤りか氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ5年および2年であります。
3. 当社は、右京 強氏および佐藤りか氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。右京 強氏および佐藤りか氏が社外取締役に再任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、海藤 満氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、右京 強氏および佐藤りか氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。右京 強氏および佐藤りか氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、海藤 満氏の選任が承認された場合には、同氏との間で上記契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くに至る場合に備え、本総会終結の時から次期定時株主総会開催の時までを期限として、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴 要な地兼位職 おのよび況	所有する 当社の株式数
おし 味 由 佳 子 (1976年8月11日生)	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 同 長島・大野・常松法律事務所入所 2011年4月 株式会社リコー出向 2014年9月 柴田・鈴木・中田法律事務所入所 パートナー（現任） 2015年6月 株式会社JPホールディングス 社外監査役 2019年3月 富士ソフト株式会社 社外監査役（現任） 2019年6月 株式会社クレハ 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 柴田・鈴木・中田法律事務所 パートナー 富士ソフト株式会社 社外監査役 株式会社クレハ 社外監査役	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 押味由佳子氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、客観的立場から当社の監査体制強化に尽力いただくことを目的として、選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 押味由佳子氏は、社外監査役の補欠として選任するものであり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 補欠監査役候補者が社外監査役に就任するときは、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
4. 押味由佳子氏が株式会社JPホールディングスの社外監査役に在任中の2018年7月に、同社は、2018年3月期第3四半期における臨時株主総会関連費用の支出の一部について当時の同社代表取締役の善管注意義務違反を認定したことを公表しました。同氏は平素より取締役会等において、法令遵守などの視点に立った提言を行っており、また、当該違反行為の認定に際しては、当該事実の徹底した調査を実施するなど、その職責を果たしております。

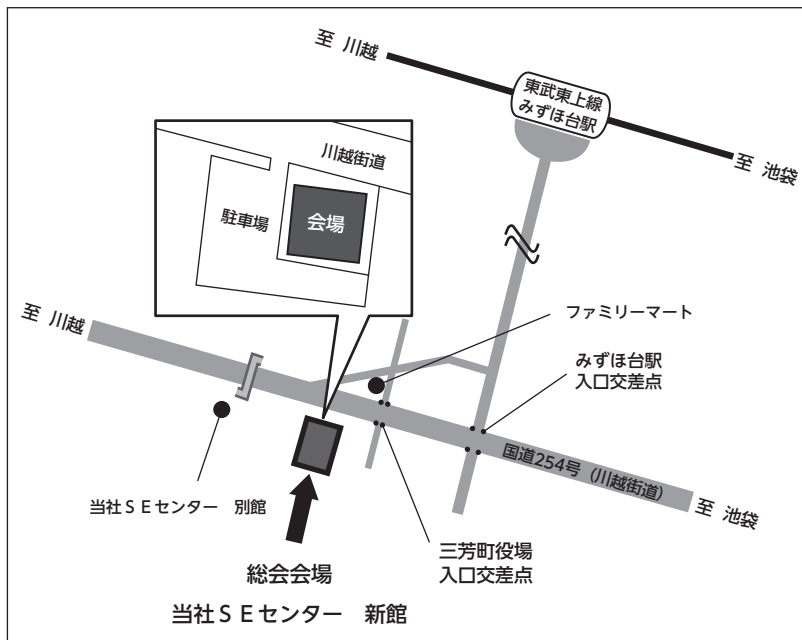
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1106番
当社 S E センター 新館 3 階 大会議室



- ・東武東上線みずほ台駅より会場までは約2.7kmです。
 - ・当日は、みずほ台駅**西口**から**午前9時30分発**の当社送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。
- みずほ台駅西口から送迎バス乗り場まで係員がご案内いたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

